

第2回 旭川交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

1. 日 時 平成22年2月9日(火) 14:00～16:00
2. 場 所 旭川運輸支局2階会議室
3. 出席者 別紙

事務局発言
委員発言

開会

定刻となりましたので、只今から、第2回旭川交通圏タクシー特定地域協議会を開催いたします。委員の皆様方には、何かとご多忙のなか、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、委員の方から提案のありました設置要綱の一部変更について、また、前回運輸支局よりお示した「適正と考えられる車両数における効果等について」、1月25日に発出されました国土交通本省通達「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について」、そして、事務局作成の「地域計画(案)」の議題を予定しております。委員の皆様方の忌憚のないご意見、ご指摘をお願いいたします。

それでは、事務局より配布資料の確認等をお願いいたします。(竹谷会長)

委員総数12人中、代理も含めまして出席数12人で、要綱第5条13項に定める過半数の出席要件を満たしておりますので、本日の協議会成立をご報告いたします。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

議事次第、出席者名簿、配席図です。本資料としまして、

- ・資料1 旭川交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱
- ・資料2 適正と考えられる車両数における効果等
- ・資料3 特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について
- ・資料4 旭川交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)

以上をお手元に配布いたしております。なお、本日、旭タクシー株式会社から、「旭川交通圏タクシー特定地域協議会に関する意見」ということで、ご提出いただいております。

また、報道関係の皆様方には、本日の資料を受付にて配布しておりますので、後ほどご案内いたします。また、これをもちまして、報道関係者の方はご退席をお願いいたします。なお、オブザーバーの方のご発言はご遠慮願います。

議事及び質疑応答

それでは、これより第2回協議会の議事に入ります。これからの進行は、座長にお任せいたします。白戸座長、よろしくお願いいたします。(竹谷会長)

それでは、議事に沿って進めてまいります。議題1の旭川交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の一部変更について、事務局より説明願います。(白戸座長)

第2回の協議会開催に当たりまして、議題の提出をお願いしたところ、委員の方から設置要綱の一部変更につきまして、提案がございました。提案された委員の方から、提案趣旨について説明をお願いしたいと思います。

(渡辺委員より、資料1について説明があり、座長を除く委員11名のうち、賛成9、反対0、保留2により、要綱変更が議決された。)

それでは続きまして、議題2「適正と考えられる車両数における効果等について」、事務局より説明して下さい。(白戸座長)

(資料2について説明)

数字で推計してもこの値なのか、という悲しい現実を見ました。我々の代で、この問題を何とかしないと、と改めて思いました。(渡辺委員)

現状が続くと、将来に渡って安心して安全なタクシーサービスの提供ができなくなりますので、何らかの改善措置が必要であると強く感じます。(本田委員)

年代別登録運転者数をみると、高齢の方が意外と多いと感じます。担い手の問題もあるように思います。(白戸座長)

若い労働者が業界に入ってきて、子供の学費や生活費を稼ぐというようなことができない業界になってしまったというのが現実です。単純に高いからタクシーに乗らないという問題と別に、社会構造的に、マイカーの普及や医療費の関係上、高齢者がなかなか病院に行けなくなってしまったということがあります。その辺りも、よく検討しなければいけないと考えています。(本田委員)

労働者側として、社会保障の打ち切りや、なおかつ60歳～70歳を超えても働かなければならない状況、根源はここにあると思います。私はこの平均年齢より下であり、組合で北海道地連の役員を務めていますが、この前そろそろ若手に譲りたいと言ったら、お前が若手だと言われました。ある意味、この業界をわかっていただけるかなと思います。(渡辺委員)

他に特になければ、次に、議題3「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施」について、事務局より説明をお願いいたします(白戸座長)

(資料3について説明)

旭川交通圏が供給過剰地域に指定されたのが平成19年ですが、その後、減車をした事業者については、その減車分の台数については休車として認めるということになりました。また、今後の地域計画作成後、特定事業計画の中で実施しようとするものについては、減車と併せて(減車の台数を限度として)休車を認めようというものです。休車というのは、車を一時的に廃車にしてもらうことが必要で、そうしますと車税等がかからなくなります。更に、復活する際の条件も記載されているところですが、復活が認められれば、増車の際の認可は必要ないとなっております。ややこしく、理解が難しい面もあると思いますが、紹介させていただきます。(竹谷会長)

休車制度を活用することで、様々なことに対応できると、そういうことだと理解しました。(白戸座長)

この通達発出の後、行政処分時の違反点数の特例についてのパブリックコメントがでています。「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき実施する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少に伴う違反点数の特例措置に関するパブリックコメントの募集について」という名前です。これは、今説明いただいた休車制度とセットになっていると認識しています。(渡辺委員)

補足ですが、休車制度については、通達中、「処分の加重の適用については、休車による供給輸送力減少は基準車両数からの減少として取り扱わない。」となっておりますので、休車した分については、行政処分を行う際は減車分としては算定しないこととなります。なお、処分基準の改正も含め、運輸局公示については、これからの作業となっております。

いずれにしても、本協議会で議論していく内容と関連している制度と認識しました。他に特になければ、次に、議題4「旭川交通圏タクシー特定地域協議会地域計画(案)」について、事務局より説明して下さい。(白戸座長)

(資料4について説明)

これを基に地域計画を作成していくこととなりますが、まず第一弾として出された本案について、ご意見いただきたいと思います。(白戸座長)

簡単に良い悪いは判断できませんが、まず、「不当な競争」と「運賃の問題」について、事業者側はどのように考えているか、どのようなことが「不当な競争」及び「適正な運賃」と考えているのかをお聞きしたいと思います。旭川においては、一度運賃改定の手続きに入りましたが、取り下げになった経緯があります。今は下限運賃に張り付いて、我々の給与水準はひどいものです。交通渋滞や違法駐車が例として挙げられますが、こういう負のスパイラルが発生していると思います。具体的に今申し上げたような2つの視点から詰めていく必要があります。(渡辺委員)

具体的に資料中でいうと、「2.地域計画の目標(7)過度な運賃競争への対策」の部分になるかと思います。地域計画案にどのように反映させるかという点も含めて、事業者側はいかがでしょうか。(白戸座長)

資料2で、適正車両数にした場合の効果が示されていますが、やはり労働者の賃金主体で運賃を割り出すのが適正だと考えています。タクシー事業は売上げの7割が人件費という特殊な業界ですから、運賃競争はそぐわないと考えています。その中で、今回の特別措置法の中でも、タクシーは「公共交通機関」だと謳われておりますし、労働者が安全運行できる適正な給料を受けられる運賃に、業界全体でしていくべきだと考えます。消費者は安いに越したことはありませんし、旅客は安い運賃の事業者に流れます。運賃の値引きは企業努力ということではなく、個々の利害にとらわれず、業界の労働者全体のことを考えて、利用者にとって安全なタクシー輸送サービスを提供していく必要があると思います。(本田委員)

地域計画にどう取り込んでいくか、難しい問題です。旭川北交ハイヤーの澤崎委員はいかがでしょうか。(白戸座長)

適正な運賃という考え方もありますが、事業者が生き残っていく考え方もあると思います。どれが適正な運賃なのかというのは、今の時点では判断できません。(澤崎委員)

地域計画の策定に当たっては、まず項目をいくつかに分類する必要があると思います。業界の考え、利用者の考え、労働者の考え、色々あります。私はタクシーについてはサービスが一番だと思います。それを基軸にして展開していくと、運賃の問題が出てきます。自らのアイデアや工夫の中でやる事業者もありますが、まずはサービス・待遇が一番だと思います。(福田委員)

不当な競争、運賃、サービスそのものの活性化という点について意見が出ましたが、消費者の立場からはいかがですか。(白戸座長)

やはりサービスが一番だと思います。また、労働者の安心・雇用を確保してほしいと思います。(松尾委員)

不当な競争というお話をしましたが、私自身、タクシー事業者間の競争を否定しているわけではありません。労働者の賃金というのは、現在最低賃金678円となっていますが、タクシー事業者は、個々の売り上げは別として678円を保障できるような業界にしていく必要があります。その上で、企業間競争する必要があると考えます。(本田委員)

タクシーサービスがもう少し時代のニーズに合った形になっていけば、乗る人も増えてくるということもあると思います。(白戸座長)

その通りだと思います。今は福祉を抜きにタクシーは考えられません。旭タクシーの行っている事業は、とても良いことだと思いますし、見習わなければなりません。しかし、落とし穴があり、1社~2社が行うから需要と供給が合っていると思います。現状の下限に張り付いている状況では、最低賃金を遵守しているところは少ないと思います。(渡辺委員)

確かに最低賃金法違反は多々見受けられます。資料2の中で、年収等が出されておりますので、それを基に最低賃金はどうか、計算をしてみました。まず現状として、生活保護と最低賃金の差が36円ありまして、今後3年間で解消するという答申が出ております。これは最低賃金委員会の中で決められるものなのですが、年間12円くらいで差が埋まっていくのかなと思います。1年間の所定労働時間で2,085時間となりますが、それに678円をかけますと、全く残業無しで140万円程度になります。ただ、タクシー事業の場合残業無しということは無いと思いますので、改善基準告示の限度で計算するとどうなるか、これについて今計算しているところでした。ただ、この場合割増賃金が発生しますので、少し計算に時間がかかりますのでご了承下さい。(佐藤委員【代理：山崎】)

最低賃金法違反が確認されて、改善されない場合、行政としてはどのような手立てがありますか。(白戸座長)

最低賃金法違反ということで、罰則規定があります。ただ、罰則の適用は道内ではなく、まずは行政指導で対応しているところです。(佐藤委員【代理：山崎】)

最低賃金法違反については、運輸局側も行政処分の対象としており、労働局サイドと連携を取る形になっています。(竹谷会長)

例えば目的を達成するための手段として減車をした場合、解雇の無い減車と賃金の問題は常にリンクしており、とても難しい問題です。公休出勤をなくし、ワークシェアを行うわけです。前回の協議会で、旭川市としては雇用を確保してほしいという話もありましたが、これに運賃問題は絡んできます。現在の運賃では、雇用確保は不可能だと考えます。(渡辺委員)

会社員のように、朝8時から夕方5時までといった勤務ではないので、実際乗務している者からすれば、当然定時を超えて労働する場合があります。休憩時間も十分に確保されない状況ですし、深夜に乗務する者は深夜割増も発生します。現在の運賃収受状況では、最低賃金法違反をしている事業者がほとんどではないでしょうか。これを解決するには、運賃を上げるか、売り上げを上げるか、どちらかしかありません。利用者の方には、このような状況を少しでもご理解いただきたいと思います。(竹内委員)

確かに利用者からしますと、乗務員がどれほど給料をもらっているのか、不透明な部分が多いと考えます。今までは、地域計画を作成する上での論点をまとめながら、基本的な考え方を整理してきましたが、減車、休車についてもご意見が出されました。他に何かありますか。(白戸座長)

労働者側からも意見がありましたが、タクシー車両だけでなく、タクシー労働者そのものが多いという状況です。どうやって減らしていくかという話になった時に、明日減車するか、来月減車するか、そういう考えは現実的でないと考えます。新規募集を行わない、自然減少(定年退職)、又は質の悪い労働者の排除といった方策で徐々に減らしていく必要があると考えます。(本田委員)

次回の協議会も同様に、地域計画についての議論になります。今後具体的に詰めていきますが、論点等の追加について何かありますか。労働基準監督署のほうはいかがでしょう。(白戸座長)

以前は拘束時間をオーバーする勤務が多く見られましたが、現在は拘束時間が短くなっているのが実態です。そう考えると、拘束時間そのものから割増賃金を算定するのは少し乱暴かなと思いますので、この場での発言は控えさせていただきます。ただ、先程申し上げたように、所定労働時間の中で働けば、140万程度は確保しないと最低賃金違反となるということを申し上げたいと思います。(佐藤委員【代理：山崎】)

ありがとうございました。今回の議論を踏まえながら、論点を整理し、次回の議論に生かしたいと思います。他に何かございますか。(白戸座長)

交通の具体的な問題として、4条本通りのバスレーンについて、将来的には、業界を通じて、タクシーの実車時には通行できるように提言が必要だと思います。特に冬は車幅が狭く渋滞が発生します。また、タクシー乗り場の設置についても、地域計画の中で提言していくべきと考えます。(竹内委員)

補足ですが、第1回の協議会で、それ以前に行っていたタクシー協議会を第8回まで実施していたと話しました。その中で、竹内委員のおっしゃった議論は継続的に行っていたところであり、かなり議論も詰まっている状態でした。しかしながら、

結局は話が有耶無耶になり、今回の特定地域協議会へ移行したという経緯がありません。以前の協議会で議論していた内容についても、今回の協議会で継続的に議論出来る話になっていたはずですので、当然、地域計画にも反映されるべき内容と考えます。(渡辺委員)

その他

事務局から次回の日程について説明して下さい。(白戸座長)

第3回では、只今座長よりご指示いただきましたが、委員の皆様からのご意見・ご指摘を踏まえて、加除修正した地域計画を提示し、ご承認をいただけたらと考えております。なお、本日の資料をお持ち帰りいただき、何か気づいた点等がありましたら、事務局までご意見いただければと思います。

次回の日程ですが、3月の第3週に開催したいと考えております。年度末の繁忙期でもありますし、この場で日程を決めさせていただきたいのですがよろしいでしょうか、16日(火)午後2時からはいかがでしょうか。

市議会の開会中ですので、参加は難しいと思います、代理の者を出席させます。(佐々木委員)

私も16日(火)は難しいですが、代理でよければ出席させます。(澤崎委員)

後日の日程調整は困難ですので、とりあえず、16日(火)を予定していただければと思います。

閉会

ありがとうございました。委員各位には、本日は活発なご議論をいただき、ありがとうございました。なお、協議会の議事は公開することとされていますので、本日の議事概要は北海道運輸局のホームページその他で公開いたします。各委員の皆様のご了解をお願いいたします。それでは、進行を会長にお返しいたします。(白戸座長)

白戸座長におかれましては、議事の進行、誠にありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、大変活発にご議論いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回協議会を閉会いたします。本日は大変お疲れ様でした。(竹谷会長)

以上

第2回 旭川交通圏タクシー特定地域協議会出席者名簿

平成22年2月9日(火)

旭川運輸支局2階会議室

(順不同、敬称略)

(委員等)

旭川消費者協会 会長	松尾 清子
学校法人旭川大学保健福祉学部 教授	白戸 一秀
社団法人旭川地区ハイヤー協会 会長	本田 秀明
旭川地方個人タクシー協同組合 理事長	福田 利次
旭川北交ハイヤー株式会社 取締役社長	澤崎 利夫
旭タクシー株式会社 代表取締役	西野 俊典
代理出席 顧問	小堤 和之
全自交北海道地方連合会旭川地域協議会 執行委員長	竹内 誠
自交総連北海道地方連合会 執行委員長	渡辺 聡
北海道警察旭川方面本部 交通課長	小川 尚博
代理出席 企画指導統括官	菊池 勝広
旭川市総合政策部 次長	佐々木 恵一
北海道労働局旭川労働基準監督署 署長	佐藤 尚
代理出席 次長	山崎 陽子
北海道運輸局旭川運輸支局 支局長	竹谷 繁樹

(オブザーバー)

社団法人旭川地区ハイヤー協会 理事	大川 孝一
社団法人旭川地区ハイヤー協会 理事	紫藤 勇司
社団法人旭川地区ハイヤー協会 理事	坂本 信弘
旭川地方個人タクシー協同組合 専務理事	立身 克夫
旭川市総合政策部まちづくり推進課 主査	太田 誠二
自交総連旭川合同自動車労働組合 執行委員長	沼倉 信明
旭タクシー株式会社 総務係長	菅原 健太

(事務局)

北海道運輸局旭川運輸支局 首席運輸企画専門官	辻沢 英隆
北海道運輸局旭川運輸支局 運輸企画専門官	赤坂 啓
北海道運輸局旭川運輸支局 運輸企画専門官	矢木 孝
社団法人旭川地区ハイヤー協会 理事	伊与木 英明
社団法人旭川地区ハイヤー協会 専務代理	荒川 盛行